



第15号

# かがや 消費生活 センターだより

〈平成 27 年 3 月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1141

(市役所代表) ※相談は予約制

## 気を付けて！こんな電話には！

なりすまし電話やメールなどで、お金をだまし取られてしまう被害が増えています。次々と新しい手口を使ってくる「還付金詐欺」「買え買え詐欺」「架空請求詐欺」の特徴を知って被害を防ぎましょう。

### 1 還付金詐欺

#### こんな電話には注意！！

- 「医療費の過払い金があります」
- 「税金の還付金の手続きがまだお済みでないようです」
- 「今日中なら手続きが出来ます。銀行のキャッシュカードと携帯電話を持って、ATMの前から、×××-×××-××××に電話をしてください」

市役所や税務署の職員などを装い、納め過ぎたお金の払い戻し手続きと思わせ、コンビニやスーパーなどのATMを操作させて、逆にお金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が増えています。

#### 対策

市役所や税務署など公的機関の職員が、還付金の受取のために、ATMで操作を行うよう電話で連絡することはありません。

- ・公的機関の電話番号を自分で調べ、かけ直してみましよう。
- ・もしだまされてしまったら、警察・金融機関や消費生活センターへ、すぐに連絡してください。

今日中にATMで…

還付金があります。



### 2 買え買え詐欺

#### こんな電話には注意！！

- 「必ずもうかります」「高配当」「値上がり確実です」
- 「〇〇社の社債を買ってくれたら、後から高値で買い取ります」
- 「代金は後で支払うので一時的に立替えて欲しい」
- 「〇〇金融商品のパンフレットが届いた人にしか購入の権利がない。当社が欲しいので代わりに申し込んで欲しい」「代金は当社が支払い、あなたには謝礼を支払う」

利益ばかりを強調し、未公開株や怪しい社債のほか、実体が不明な投資の話を持ちかけお金をだまし取る「買え買え詐欺」の被害が増えています。

手口はますます巧妙化し、複数の業者が登場するケースや、公的機関を名乗って勧誘するケースもあります。買い取りの約束などが実行されることはなく、お金を支払った後は相手との連絡が取れなくなります。

#### 対策

信用してお金を支払ってしまうと、取り戻すことは非常に困難です。

- ・「権利を高値で買い取る」「名義を貸して、謝礼を払う」などと持ちかけてくる素性のわからない不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切るようにしましょう。

未公開株社債

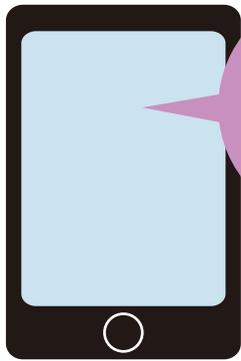
必ず儲かる名義を貸して



### 3 架空請求詐欺・ワンクリック請求詐欺

#### こんな電話には注意!!

- 「サイトの無料閲覧期間が過ぎ、延滞料金が発生しています」
- 「有料サイトへの登録が完了したので代金を払って下さい」
- 「訪販業者から未納代金について調査依頼が入っており、訴訟手続きを始めます」
- 「商品代金の未払金があります。裁判取り下げ期日までに至急連絡ください」



《携帯・スマートフォン》

有料サイト  
料金  
未納です。

無料の占いサイトやアダルト動画などを見ていて、気づかずに別の有料サイトに誘導され、代金を請求されるのが「ワンクリック請求」です。

利用したことのない有料サイトから架空の請求をされる「架空請求詐欺」もあります。メールだけでなく、〇〇管理事務局などと名乗るところからハガキがくるなどして代金を請求するケースもあります。

最終訴訟通知書



商品代金  
未納です。  
すぐに連絡

#### 対策

**救済措置があると見せかけ、電話連絡を要求するサイトもありますが、請求が取り下げられることはありません。**

- ・ワンクリック・架空請求などは、あわてて支払ったり、連絡しないようにしましょう。
- ・信頼できないアプリはインストールしない設定にしましょう。
- ・ハガキなどに最終訴訟通知書などと書かれた書面が届いても、未払金について身に覚えがない場合は、無視して相手に電話しないようにしましょう。また、裁判所からの書状かどうか、判断に迷ったり不審な時は、消費生活センターに相談しましょう。

#### 悪質な電話勧誘の対策

非通知からの電話は、着信拒否する設定に！また、常に留守番電話設定にしておき、必要な時は、折り返し電話をかける習慣を作るのも効果的です。

#### 豆知識 コーナー

### 食物アレルギー表示が必要な7品目ってなあに？

の中から選んでください。

特定の食物が原因で、食べ物に含まれるたんぱく質（アレルギー物質）を異物として認識し、身体を防御するために過敏な反応を起こしてしまうものを**食物アレルギー**といいます。

主な症状は、じんま疹や湿疹、嘔吐や下痢、呼吸困難などです。なかにはアナフィラキシーショック（血圧低下、意識障害や意識消失）に陥り、対応が遅れると、まれに命を落とすこともあります。

このようなアレルギー症状を起こす人が増えてきており、アレルギー症状が起これるのを避けることを目的として、容器包装された加工食品には、原材料7品目の表示が義務づけられています。

**\* 表示が義務づけられているものを、ア～キより3つ選んでください。**

食品アレルギー  
表示が必要な  
7品目



ア. 小豆



イ. 小麦



ウ. 米



エ. 酒かす



オ. 落花生



カ. アーモンド



キ. かに

何かお困りの時は、お気軽に鎌ヶ谷市消費生活センターまで  
ご相談ください TEL: 047-445-1141 (市役所代表)